

《管理番号 231》

認定こども園・保育所等の変更届出事項を条例で
定めることとする権限移譲

令和4年7月12日

浜松市

<管理番号 231>

提案事項名 保育関係施設・事業の変更届出事項を当該事業の認可等の権限を有する者が条例等で定めることができるようにすること

求める措置の具体的内容 認定こども園、保育所、地域型保育事業等において、施設・事業に変更が生じた場合における変更の届出事項について、当該事業の認可等の権限を有する者が条例等で定めることができるようにすることを求める。なお、上記の対応が難しい場合は、保育関係施設に係る各法令において規定されている届出事項を法令改正により統一することを求める。

現状								提案内容																																																																																																																											
<p>認定こども園や保育所などでは、<u>1つの施設において複数の法令が関係</u>。そのため、変更が生じた場合には、<u>該当する施設・事業に応じたそれぞれ変更届の提出が必要</u>。</p> <p>【認定こども園に関する法令と変更届出事項の例】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">法令</th> <th rowspan="2">変更届の種類</th> <th colspan="6">変更届出事項の例</th> </tr> <tr> <th>A 施設の所在地</th> <th>B 園長・管理者</th> <th>C 代表者</th> <th>D 役員</th> <th>E 主な職員の氏名及び経歴</th> <th>F 職員の定数</th> <th>G 事業を行うおとする区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>認定こども園法</td> <td>①認定こども園</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">子ども・子育て支援法</td> <td>②特定教育・保育施設</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>③特定子ども・子育て支援施設等</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">児童福祉法</td> <td>④一時預かり事業</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>⑤病児保育事業</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>								法令	変更届の種類	変更届出事項の例						A 施設の所在地	B 園長・管理者	C 代表者	D 役員	E 主な職員の氏名及び経歴	F 職員の定数	G 事業を行うおとする区域	認定こども園法	①認定こども園	○	○						子ども・子育て支援法	②特定教育・保育施設	○	○	○	○		○		③特定子ども・子育て支援施設等	○	○	○	○				児童福祉法	④一時預かり事業	○				○	○	○	⑤病児保育事業	○				○	○	○	<p>変更届出事項を政令指定都市等の条例で定めることにより、<u>指定都市等の判断で届出事項の統一が可能</u></p> <p>【変更届出事項の統一の例】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">法令</th> <th rowspan="2">変更届の種類</th> <th colspan="6">変更届出事項の例</th> </tr> <tr> <th>A 施設の所在地</th> <th>B 園長・管理者</th> <th>C 代表者</th> <th>D 役員</th> <th>E 主な職員の氏名及び経歴</th> <th>F 職員の定数</th> <th>G 事業を行うおとする区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>認定こども園法</td> <td>①認定こども園</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">子ども・子育て支援法</td> <td>②特定教育・保育施設</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td colspan="4">(届出対象外とする)</td> </tr> <tr> <td>③特定子ども・子育て支援施設等</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">児童福祉法</td> <td>④一時預かり事業</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑤病児保育事業</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>								法令	変更届の種類	変更届出事項の例						A 施設の所在地	B 園長・管理者	C 代表者	D 役員	E 主な職員の氏名及び経歴	F 職員の定数	G 事業を行うおとする区域	認定こども園法	①認定こども園								子ども・子育て支援法	②特定教育・保育施設	○	○	○	(届出対象外とする)				③特定子ども・子育て支援施設等								児童福祉法	④一時預かり事業								⑤病児保育事業							
法令	変更届の種類	変更届出事項の例																																																																																																																																	
		A 施設の所在地	B 園長・管理者	C 代表者	D 役員	E 主な職員の氏名及び経歴	F 職員の定数	G 事業を行うおとする区域																																																																																																																											
認定こども園法	①認定こども園	○	○																																																																																																																																
子ども・子育て支援法	②特定教育・保育施設	○	○	○	○		○																																																																																																																												
	③特定子ども・子育て支援施設等	○	○	○	○																																																																																																																														
児童福祉法	④一時預かり事業	○				○	○	○																																																																																																																											
	⑤病児保育事業	○				○	○	○																																																																																																																											
法令	変更届の種類	変更届出事項の例																																																																																																																																	
		A 施設の所在地	B 園長・管理者	C 代表者	D 役員	E 主な職員の氏名及び経歴	F 職員の定数	G 事業を行うおとする区域																																																																																																																											
認定こども園法	①認定こども園																																																																																																																																		
子ども・子育て支援法	②特定教育・保育施設	○	○	○	(届出対象外とする)																																																																																																																														
	③特定子ども・子育て支援施設等																																																																																																																																		
児童福祉法	④一時預かり事業																																																																																																																																		
	⑤病児保育事業																																																																																																																																		
<p>課題（支障） 施設・事業により変更届出事項が異なるため、事業者側の届出漏れが散見</p>								<p>効果 指定都市等の判断で届出事項を統一することで、事業者等における変更届出事項への認識が高まり、事業者や地方自治体の事務負担が軽減</p>																																																																																																																											

浜松市内の認定こども園・保育所等が実施する事業等の例(令和4年4月1日現在)

施設名称	施設類型	施設関係							事業関係						その他		
		認定こども園法 ※1		児童福祉法			子ども・子育て 支援法		児童福祉法			子ども・子育て支援法					
		幼保連 携型認 定こども 園	幼保連携 型認定こ ども園以 外の認定 こども園	児童福 祉施設 保育所	家庭的保育事業等		特定教 育・保育 施設	特定地 域型保 育事業 者	一時預かり事業			病児保 育事業	特定子ども・子育て 支援施設等			業務管 理体制 の届出 先 ※2	
					小規模 保育事 業	事業所 内保育 事業			(一般 型)	(余裕活 用型)	(幼稚園 型)		(預かり 保育事 業)	(一時預 かり事 業)			(病児保 育事業)
a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m	n	o	p	q	
1	Aこども園	幼保連携型 認定こども園	○					○		○		○	○	○	○	○	国
2	Bこども園	幼保連携型 認定こども園	○					○		○		○	○	○	○		国
3	Cこども園	幼保連携型 認定こども園	○					○		○		○	○	○	○	○	国
4	Dこども園	幼保連携型 認定こども園	○					○		○				○			国
5	Eこども園	保育所型 認定こども園		○	○			○		○				○	○		県
6	F保育園	保育所			○			○		○			○		○	○	市
7	G保育園	小規模保育 事業				○				○			○			○	市
8	H保育園	事業所内保 育事業					○	○		○				○			市

※1 認定こども園法:就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律

※2 業務管理体制は、当該法人が運営する各施設の所在地の状況により、届出先が内閣府、都道府県、市町村と異なる

現在の変更届出事項の簡易整理表（浜松市幼児教育・保育課作成）

※各法令で規定されている変更届出事項について、内容が概ね重なるものを同じ項目として整理
※浜松市内に所在しない類型の施設・事業は掲載していない

1 設置主体に関するもの(同一法人の運営する複数施設に共通する内容)

(1) 事前届出のもの

区分	施設関係						事業関係					その他	
	認定こども園法		児童福祉法			子ども・子育て支援法		児童福祉法		子ども・子育て支援法			
	幼保連携型認定こども園	幼保連携型認定こども園以外の認定こども園	児童福祉施設 保育所	家庭的保育事業等 小規模保育事業	事業所内保育事業	特定教育・保育施設	特定地域型保育事業者	一時預かり事業	病児保育事業	特定子ども・子育て支援施設等 預かり保育事業 一時預かり事業 病児保育事業			
①法人の名称		○											
②法人の住所		○											
③法人の代表者の氏名／経営の責任者		○	○	○	○								

(2) 事後届出のもの

区分	施設関係						事業関係					その他	
	認定こども園法		児童福祉法			子ども・子育て支援法		児童福祉法		子ども・子育て支援法			
	幼保連携型認定こども園	幼保連携型認定こども園以外の認定こども園	児童福祉施設 保育所	家庭的保育事業等 小規模保育事業	事業所内保育事業	特定教育・保育施設	特定地域型保育事業者	一時預かり事業	病児保育事業	特定子ども・子育て支援施設等 預かり保育事業 一時預かり事業 病児保育事業			
①設置者又は事業者の名称／経営者の氏名又は法人の名称						○	○	○	○	○	○	○	○
②設置者又は事業者の主たる事務所の所在地／経営者の住所又は法人の主たる事務所の所在地						○	○	○	○	○	○	○	○
③代表者の氏名、生年月日、住所及び職名						○	○			○	○	○	○
④役員の氏名、生年月日及び住所						○	○			○	○	○	
⑤設置者又は事業者の登記事項証明書等／法人格を有することを証する書類			○	○	○	○	○			○	○	○	
⑥設置者又は事業者の定款、寄附行為等／条例、定款その他の基本約款						○	○	○	○	○	○	○	
⑦法令遵守責任者の氏名及び生年月日													○
⑧業務が法令に適合することを確保するための規程の概要(施設又は事業所の数が20以上の場合)													○
⑨業務執行の状況の監査の方法の概要(施設又は事業所の数が100以上の場合)													○
⑩子ども・子育て支援法第55条第2項各号に掲げる区分の変更													○

2 個別の施設に関するもの(当該施設のみに関する内容)

(1) 事前届出のもの

区分	施設関係						事業関係					その他	
	認定こども園法		児童福祉法			子ども・子育て支援法		児童福祉法		子ども・子育て支援法			
	幼保連携型認定こども園	幼保連携型認定こども園以外の認定こども園	児童福祉施設 保育所	家庭的保育事業等 小規模保育事業	事業所内保育事業	特定教育・保育施設	特定地域型保育事業者	一時預かり事業	病児保育事業	特定子ども・子育て支援施設等			
									預かり保育事業	一時預かり事業	病児保育事業	業務管理体制	
①施設の名称	○	○											
②認定こども園の名称		○											
③施設の所在地	○	○											
④園長／認定こども園の長となるべき者の氏名／福祉の実務に当たる幹部職員	○	○	○	○	○								
⑤園地、園舎その他設備の規模及び構造並びにその図面／建物その他設備の規模及び構造並びにその図面	○		○	○	○								
⑥幼保連携型認定こども園の運営に関する規程(園則)／事業の運営についての重要事項に関する規程	○		○	○	○								
⑦目的	○												
⑧経費の見積もり及び維持方法	○												
⑨認定を受ける施設について幼稚園、保育所又は保育機能施設の別		○											
⑩保育を必要とする子どもに係る利用定員		○											
⑪保育を必要とする子ども以外の子どもに係る利用定員		○											
⑫教育保育概要		○											
⑬教育又は保育の目標及び主な内容		○											
⑭子育て支援事業のうち認定こども園が実施するもの		○											

(2) 事後届出のもの

区分	施設関係						事業関係					その他	
	認定こども園法		児童福祉法			子ども・子育て支援法		児童福祉法		子ども・子育て支援法			
	幼保連携型認定こども園	幼保連携型認定こども園以外の認定こども園	児童福祉施設 保育所	家庭的保育事業等 小規模保育事業	事業所内保育事業	特定教育・保育施設	特定地域型保育事業者	一時預かり事業	病児保育事業	特定子ども・子育て支援施設等			
									預かり保育事業	一時預かり事業	病児保育事業	業務管理体制	
①施設又は事業所の名称／事業の用に供する施設の名称			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
②事業の用に供する施設の種類			○	○	○			○	○				
③施設又は事業所の設置の場所、所在地、位置／事業の用に供する施設の所在地			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
④施設又は事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所						○	○			○	○	○	
⑤建物の構造概要及び図面(各室の用途を明示するものとする。)並びに設備の概要／事業所の平面図(各室の用途を明示するものとする。)及び設備の概要／建物その他設備の規模及び構造並びにその図面						○	○	○	○				
⑥運営規程						○	○						
⑦連携協力を行う特定教育・保育施設の名称							○						
⑧施設型給付費及び特例施設型給付費の請求に関する事項／地域型保育給付費及び特例地域型保育給付費の請求に関する事項						○	○						
⑨事業の種類及び内容								○	○				
⑩事業の利用定員								○	○				
⑪事業を行おうとする区域								○	○				
⑫職員の定数及び職務の内容								○	○				
⑬主な職員の氏名及び経歴								○	○				
⑭事業開始の予定年月日								○	○				

3 (参考) 幼保連携型認定こども園の運営に関する規程(園則)や運営規程等に記載する項目

(1) 幼保連携型認定こども園の場合

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則
(平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第2号)

(幼保連携型認定こども園の園則に記載すべき事項)

第16条 園則には、少なくとも、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 学年、学期、教育又は保育を行う日時数、教育又は保育を行わない日及び開園している時間に関する事項
- 二 教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項
- 三 保護者に対する子育ての支援の内容に関する事項
- 四 利用定員及び職員組織に関する事項
- 五 入園、退園、転園、休園及び卒園に関する事項
- 六 保育料その他の費用徴収に関する事項
- 七 その他施設の管理についての重要事項

(2) 保育所の場合

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準
(昭和23年厚生省令第63号)

(児童福祉施設内部の規程)

第13条 (略)

2 保育所は、次の各号に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- 一 施設の目的及び運営の方針
- 二 提供する保育の内容
- 三 職員の職種、員数及び職務の内容
- 四 保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- 五 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- 六 乳児、満3歳に満たない幼児及び満3歳以上の幼児の区分ごとの利用定員
- 七 保育所の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項
- 八 緊急時等における対応方法
- 九 非常災害対策
- 十 虐待の防止のための措置に関する事項
- 十一 保育所の運営に関する重要事項

(3) 小規模保育事業・事業所内保育事業等の場合

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準
(平成26年厚生労働省令第61号)

(家庭的保育事業所等内部の規程)

第13条 家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 提供する保育の内容
- 三 職員の職種、員数及び職務の内容
- 四 保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- 五 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- 六 乳児、幼児の区分ごとの利用定員(国家戦略特別区域小規模保育事業者にあつては、乳児、満3歳に満たない幼児及び満3歳以上の幼児の区分ごとの利用定員)
- 七 家庭的保育事業等の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項
- 八 緊急時等における対応方法
- 九 非常災害対策
- 十 虐待の防止のための措置に関する事項
- 十一 その他家庭的保育事業等の運営に関する重要事項

(4) 特定教育・保育施設の場合

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準
(平成26年内閣府令第39号)

(運営規程)

第20条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(第23条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

- 一 施設の目的及び運営の方針
- 二 提供する特定教育・保育の内容
- 三 職員の職種、員数及び職務の内容
- 四 特定教育・保育の提供を行う日(法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。以下この号において同じ。)及び時間、提供を行わない日
- 五 第13条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額
- 六 第4条第2項各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員
- 七 特定教育・保育施設の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項(第6条第2項及び第3項に規定する選考方法を含む。)
- 八 緊急時等における対応方法
- 九 非常災害対策
- 十 虐待の防止のための措置に関する事項
- 十一 その他特定教育・保育施設の運営に関する重要事項

(5) 特定地域型保育事業者の場合

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準
(平成26年内閣府令第39号)

(運営規程)

第46条 特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(第50条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 提供する特定地域型保育の内容
- 三 職員の職種、員数及び職務の内容
- 四 特定地域型保育の提供を行う日及び時間、提供を行わない日
- 五 第43条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払いを受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額
- 六 利用定員
- 七 特定地域型保育事業の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項(第39条第2項に規定する選考方法を含む。)
- 八 緊急時等における対応方法
- 九 非常災害対策
- 十 虐待の防止のための措置に関する事項
- 十一 その他特定地域型保育事業の運営に関する重要事項

現在の変更届出事項に対する見直しの方向性の案（浜松市幼児教育・保育課作成）

※資料2で整理した現在の変更届出事項に対して、見直しの方向性の案を「新たに届出とする」「事前届出とする」「不要とする」などと示す

1 設置主体に関するもの(同一法人の運営する複数施設に共通する内容)

(1)事前届出のもの

区分	施設関係						事業関係					その他 業務管理 の 廃止		
	認定こども園法		児童福祉法			子ども・子育て支援法		児童福祉法		子ども・子育て支援法				
	幼保連携型認定こども園	幼保連携型認定こども園以外の認定こども園	児童福祉施設 保育所	家庭的保育事業等 小規模保育事業	事業所内保育事業	特定教育・保育施設	特定地域型保育事業者	一時預かり事業	病児保育事業	特定子ども・子育て支援施設等 預かり保育事業 一時預かり事業 病児保育事業				
①法人の名称	新たに届出とする	○	新たに届出とする	新たに届出とする	新たに届出とする									
②法人の住所	新たに届出とする	○	新たに届出とする	新たに届出とする	新たに届出とする									
③法人の代表者の氏名／経営の責任者	新たに届出とする	○	○	○	○			新たに届出とする	新たに届出とする					

(2)事後届出のもの

区分	施設関係						事業関係					その他 業務管理 の 廃止		
	認定こども園法		児童福祉法			子ども・子育て支援法		児童福祉法		子ども・子育て支援法				
	幼保連携型認定こども園	幼保連携型認定こども園以外の認定こども園	児童福祉施設 保育所	家庭的保育事業等 小規模保育事業	事業所内保育事業	特定教育・保育施設	特定地域型保育事業者	一時預かり事業	病児保育事業	特定子ども・子育て支援施設等 預かり保育事業 一時預かり事業 病児保育事業				
①設置者又は事業者の名称／経営者の氏名又は法人の名称						事前届出とする	事前届出とする	事前届出とする	事前届出とする	事前届出とする	事前届出とする	事前届出とする	事前届出とする	不要とする
②設置者又は事業者の主たる事務所の所在地／経営者の住所又は法人の主たる事務所の所在地						事前届出とする	事前届出とする	事前届出とする	事前届出とする	事前届出とする	事前届出とする	事前届出とする	事前届出とする	不要とする
③代表者の氏名、生年月日、住所及び職名						事前届出とする	事前届出とする			事前届出とする	事前届出とする	事前届出とする	事前届出とする	不要とする
④役員の氏名、生年月日及び住所						不要とする	不要とする			不要とする	不要とする	不要とする	不要とする	
⑤設置者又は事業者の登記事項証明書等／法人格を有することを証する書類			不要とする	不要とする	不要とする	不要とする	不要とする			不要とする	不要とする	不要とする	不要とする	
⑥設置者又は事業者の定款、寄附行為等／条例、定款その他の基本約款						不要とする	不要とする	不要とする	不要とする	不要とする	不要とする	不要とする	不要とする	
⑦法令遵守責任者の氏名及び生年月日														不要とする
⑧業務が法令に適合することを確保するための規程の概要(施設又は事業所の数が20以上の場合)														不要とする
⑨業務執行の状況の監査の方法の概要(施設又は事業所の数が100以上の場合)														不要とする
⑩子ども・子育て支援法第55条第2項各号に掲げる区分の変更														不要とする

2 個別の施設に関するもの(当該施設のみに関する内容)

(1)事前届出のもの

区分	施設関係						事業関係						その他 業務管理 体制 廃止
	認定こども園法		児童福祉法			子ども・子育て支援法		児童福祉法		子ども・子育て支援法			
	幼保連携型認定こども園	幼保連携型認定こども園以外の認定こども園	児童福祉施設 保育所	家庭的保育事業等 小規模保育事業	事業所内保育事業	特定教育・保育施設	特定地域型保育事業者	一時預かり事業	病児保育事業	特定子ども・子育て支援施設等 預かり保育事業 一時預かり事業 病児保育事業			
①施設の名称	○	○											
②認定こども園の名称		不要とする											
③施設の所在地	○	○											
④園長／認定こども園の長となるべき者の氏名／福祉の実務に当たる幹部職員	○	○	○	○	○			新たに届出とする	新たに届出とする				
⑤園地、園舎その他設備の規模及び構造並びにその図面／建物その他設備の規模及び構造並びにその図面	○	新たに届出とする	○	○	○								
⑥幼保連携型認定こども園の運営に関する規程(園則)／事業の運営についての重要事項に関する規程	○	新たに届出とする	○	○	○								
⑦目的	不要とする												
⑧経費の見積もり及び維持方法	不要とする												
⑨認定を受ける施設について幼稚園、保育所又は保育機能施設の別		○											
⑩保育を必要とする子どもに係る利用定員		不要とする											
⑪保育を必要とする子ども以外の子どもに係る利用定員		不要とする											
⑫教育保育概要		不要とする											
⑬教育又は保育の目標及び主な内容		不要とする											
⑭子育て支援事業のうち認定こども園が実施するもの		不要とする											

(2)事後届出のもの

区分	施設関係						事業関係						その他 業務管理 体制 廃止
	認定こども園法		児童福祉法			子ども・子育て支援法		児童福祉法		子ども・子育て支援法			
	幼保連携型認定こども園	幼保連携型認定こども園以外の認定こども園	児童福祉施設 保育所	家庭的保育事業等 小規模保育事業	事業所内保育事業	特定教育・保育施設	特定地域型保育事業者	一時預かり事業	病児保育事業	特定子ども・子育て支援施設等 預かり保育事業 一時預かり事業 病児保育事業			
①施設又は事業所の名称／事業の用に供する施設の名称			事前届出とする	事前届出とする	事前届出とする	事前届出とする	事前届出とする	事前届出とする	事前届出とする	事前届出とする	事前届出とする	事前届出とする	
②事業の用に供する施設の種類			不要とする	不要とする	不要とする			不要とする	不要とする				
③施設又は事業所の設置の場所、所在地、位置／事業の用に供する施設の所在地			事前届出とする	事前届出とする	事前届出とする	事前届出とする	事前届出とする	事前届出とする	事前届出とする	事前届出とする	事前届出とする	事前届出とする	
④施設又は事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所						事前届出とする	事前届出とする			事前届出とする	事前届出とする	事前届出とする	
⑤建物の構造概要及び図面(各室の用途を明示するものとする。)並びに設備の概要／事業所の平面図(各室の用途を明示するものとする。)及び設備の概要／建物その他設備の規模及び構造並びにその図面						事前届出とする	事前届出とする	事前届出とする	事前届出とする				
⑥運営規程						事前届出とする	事前届出とする						
⑦連携協力を行う特定教育・保育施設の名称							事前届出とする						
⑧施設型給付費及び特例施設型給付費の請求に関する事項／地域型保育給付費及び特例地域型保育給付費の請求に関する事項						不要とする	不要とする						
⑨事業の種類及び内容								事前届出とする	事前届出とする				
⑩事業の利用定員								事前届出とする	事前届出とする				
⑪事業を行おうとする区域								不要とする	不要とする				
⑫職員の定数及び職務の内容								不要とする	不要とする				
⑬主な職員の氏名及び経歴								不要とする	不要とする				
⑭事業開始の予定年月日								不要とする	不要とする				

見直し後の変更届出事項の案（浜松市幼児教育・保育課作成）

※資料3による見直しを踏まえ、変更届出事項として最終的に残るものの案を示す

1 設置主体に関するもの(同一法人の運営する複数施設に共通する内容)

○「全て」事前届出とする

区分	施設関係						事業関係					その他	
	認定こども園法		児童福祉法		子ども・子育て支援法		児童福祉法		子ども・子育て支援法				
	幼保連携型認定こども園	幼保連携型認定こども園以外の認定こども園	児童福祉施設 保育所	家庭的保育事業等 小規模保育事業	事業所内保育事業	特定教育・保育施設	特定地域型保育事業者	一時預かり事業	病児保育事業	特定子ども・子育て支援施設等			
									預かり保育事業	一時預かり事業	病児保育事業	業務管理体制	
①設置者又は事業者の名称													
②設置者又は事業者の主たる事務所の所在地													
③代表者の氏名、生年月日、住所及び職名													

2 個別の施設に関するもの(当該施設のみに関する内容)

○「全て」事前届出とする

区分	施設関係						事業関係					その他	
	認定こども園法		児童福祉法		子ども・子育て支援法		児童福祉法		子ども・子育て支援法				
	幼保連携型認定こども園	幼保連携型認定こども園以外の認定こども園	児童福祉施設 保育所	家庭的保育事業等 小規模保育事業	事業所内保育事業	特定教育・保育施設	特定地域型保育事業者	一時預かり事業	病児保育事業	特定子ども・子育て支援施設等			
									預かり保育事業	一時預かり事業	病児保育事業	業務管理体制	
①施設又は事業所の名称													
②施設又は事業所の所在地													
③園長、施設又は事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所													
④建物その他設備の規模及び構造並びにその図面													
⑤幼保連携型認定こども園の運営に関する規程(園則)／事業の運営についての重要事項に関する規程／運営規程													
⑥認定を受ける施設について幼稚園、保育所又は保育機能施設の別		○											
⑦連携協力を行う特定教育・保育施設の名称							○						
⑧事業の種類及び内容								○	○				
⑨事業の利用定員								○	○				

《管理番号 232》

認定こども園施設整備交付金の間接補助から
直接補助への変更

令和4年7月12日
浜松市

<管理番号 232>

提案事項名 認定こども園施設整備交付金を間接補助から直接補助に変更すること

求める措置の具体的内容 認定こども園施設整備交付金について、都道府県を通じた間接補助ではなく、国から政令指定都市等への直接補助とすることを求める。

119

	現状	提案内容
〔参考〕保育所等整備交付金の補助の流れ	認定こども園施設整備交付金の補助の流れ	認定こども園施設整備交付金の補助の流れ
<p>国（厚生労働省）</p> <p>↓</p> <p>直接補助</p> <p>↓</p> <p>政令指定都市等</p> <p>↓</p> <p>事業者（認定こども園）</p>	<p>国（文部科学省）</p> <p>↓</p> <p>都道府県</p> <p>↓</p> <p>間接補助</p> <p>↓</p> <p>政令指定都市等</p> <p>↓</p> <p>事業者（認定こども園）</p> <div data-bbox="824 715 1368 1086" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>課題（支障）</p> <p>①スケジュールの制約 …都道府県の予算化が必要</p> <p>②都道府県の補助金交付要綱の制約 …国要綱よりも上乗せされた「補助事業の内容の変更（建物の規模の変更等）」（静岡県の場合）の承認手続きが必要</p> </div>	<p>国（文部科学省）</p> <p>↓</p> <p>直接補助</p> <p>↓</p> <p>政令指定都市等</p> <p>↓</p> <p>事業者（認定こども園）</p> <div data-bbox="1585 810 2033 1050" style="border: 2px solid blue; border-radius: 15px; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>効果</p> <p>間接補助から直接補助への変更により、<u>効率的な事務の執行が可能</u></p> </div> <p>※厚生労働省の保育所等整備交付金と同じ取扱いとする</p>

令和2年度補助事業として行う施設整備のスケジュール

時期	静岡県の予算化のスケジュール		浜松市の事業承認のスケジュール		
	R2予算	R3予算	R2施設整備(単年度事業)	R2～3施設整備(2か年事業)	R3施設整備(単年度事業)
R1.5			R2単年度の施設整備応募締切		
R1.7	R2施設整備案件の調査(県→市)				
R1.8	R2施設整備案件の報告(市→県) ※この時点でR2補助事業案件最終		R2単年度の施設整備事業承認		
R2.3	R2当初予算議決				
R2.5					
R2.7		R3施設整備案件の調査(県→市)			
R2.8		R3施設整備案件の報告(市→県) ※この時点でR3補助事業案件最終		R2～3の2か年事業、R3単年度事業の施設整備応募締切	
R3.3		R3当初予算議決			

R2補助事業に関する静岡県あての報告はR1.8までであったため、浜松市で「R2～3の2か年事業」を承認したR2.8時点では、静岡県のR2分の予算化が間に合わなかった。
※なお、本案件については、別の理由で事業者が事業を取り下げたことにより、結果的に支障は生じなかった。

R2～3の2か年事業、R3単年度事業の施設整備事業承認

120